

基本法と行個法の関係について

現行の基本法と行個法等の関係については、平成 15 年に高度情報通信社会の進展を背景として基本法が整備された際に、①基本法において、官民を通じた基本方針など共通かつ基本的な枠組みを定めるとともに、②民間部門の個人情報取扱事業者に対する一般法としての規律は基本法に定め、③行政機関についての規律は、従前から存在した（旧）行個法について、旧法の対象とする電子計算機処理によるもの以外の個人情報も対象とするよう、基本法第 6 条に基づく法制上の措置として旧行個法の全部改正によって定められた現行行個法等で定めるという法体系とされたところである。

これについては、当時、民間部門の個人情報をその有用性に配慮しつつ規律する基本法と、行政機関等の保有する個人情報を厳しく管理するとともに、情報公開法と表裏一体の制度となっている行個法等では、法律の趣旨や構成が異なるため、両者を別に整備する体系が適切であると考えられ、官民を同一法とすべきという動きもなかったものと承知している。